

浜松市議会議員定数のあり方調査会設置要綱

(設置)

第1条 地方自治法第100条の2の規定により、議員定数に関する事項の調査を依頼するため、浜松市議会議員定数のあり方調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、浜松市議会議員の定数及び区ごとの議員定数の考え方に関する事項等を調査し、調査結果を報告書として議長に提出する。

2 調査会は、必要に応じ、前項の規定による調査審議等の経過を議長に中間報告することができる。

(委員)

第3条 調査会は、4人の委員で組織する。

2 委員は、地方議会に関し学識経験のある者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

(座長)

第4条 調査会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、調査会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会の会議は、必要に応じて開催する。

2 調査会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、議長が招集し、座長が定められるまでの間、その職務を行う。

3 委員は、調査会の開会場所に参集することが困難である場合は、オンラインによる方法によって調査会に参加することができる。この場合において、オンラインによる方法によって調査会に参加した委員は、調査会に出席したものとみなして、この要綱の規定を適用する。

4 調査会の会議は、委員3人以上の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 座長が必要と認めるとき、又は調査会の会議において議決したときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条第1項の規定による報告書を提出したときまで

とする。

(会議の公開)

第7条 調査会の会議は、公開する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。